



幹 事 連 絡
平成 27 年 12 月 8 日
午 前 11 時 零 分

清 水 海 上 保 安 部
(問 合 せ 先)
管 理 課 長 佐々木 正明
電 話 : 054-353-1118
FAX : 054-353-7118

広 報

年末年始特別警戒及び安全指導について

海上保安庁では、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保のため、平成27年12月10日から平成28年1月10日までの間、年末年始特別警戒及び安全指導を実施します。

海上保安庁では、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保のため、毎年、旅客船、カーフェリー等の乗客を輸送する船舶を重点対象として、船内及び旅客ターミナルにおける警戒を実施するとともに、事業者等に対する各種指導を、国土交通省が実施する年末年始の輸送当に関する安全総点検に併せ実施しています。

なお、今年度は今般のパリにおける連続テロ事件も踏まえ、警戒を徹底し、テロの未然防止に努めます。

1 今年度実施する取組み

(1) 特別警戒

犯罪及びテロの未然防止を図るため、旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象とした警戒を万全の体制で実施するほか、事業者等に対し不審物・不審者への警戒を呼びかけるとともに、不審事象の認知時及び事件・事故の発生時における海上保安庁への通報体制の確保及び通報の徹底について指導を行います。

(2) 安全指導

海難の発生原因として、操船者の見張り不十分や操船不適切といった基本的な安全意識の欠如が目立つ現状を踏まえ、事業者に対する安全運航の徹底指導を行うとともに、乗船者の海中転落事故防止対策の指導を行います。

2 清水海上保安部における取り組み事項

【添付資料】「年末年始特別警戒及び安全指導について」を参照ください。

年末年始特別警戒及び安全指導について

1. 実施時期

平成27年12月10日（木）～平成28年1月10日（日）

【重点期間】平成27年12月21日（月）～平成28年1月4日（月）

2. 重点対象

- (1) 旅客船
- (2) カーフェリー
- (3) 遊漁船
- (4) 旅客ターミナル
- (5) ガス施設及び危険物施設

3. 重点指導・警戒事項

(1) 指導事項

① 漁業協同組合及びマリーナ

- イ 不審事象の認知時及び事件・事故発生時の118番通報
- ロ 不審物・不審者への警戒
- ハ ライフジャケットの着用
- ニ 収れん火災の原因となるペットボトル等の撤去
- ホ 安全運航及び海中転落事故防止対策の指導徹底

② 遊漁船船長及び乗船者

- イ 安全運航・海中転落の防止・ライフジャケット着用の徹底
- ロ 不審事象の認知時及び事件・事故発生時の118番通報
- ハ 不審物・不審者への警戒
- ニ 衝突海難の防止のため、
 - ・常時適切な見張り
 - ・避航船は早めに相手にわかりやすい動作を、保持船も協力動作をとること
 - ・発航前点検
 - ・MICS等を活用した気象海象等の把握の徹底
 - ・VHFや汽笛信号等を活用した船間のコミュニケーション
 - ・AISの有効活用について指導すること。

(2) 警戒事項

- ① ガス施設及び危険物施設
- ② 旅客船等及び旅客ターミナル
- ③ 自主警戒依頼